

我が家のLPガスチェックシート



- ☒ 1. 契約時にLPガス販売業者から契約書・料金表をもらいましたか
- ☒ 2. 契約書・料金システムの説明はありましたか
- ☒ 3. 料金システム、配管・ガス器具所有関係の説明はありましたか
- ☒ 4. 請求・領収書は、基本料金と従量料金が区別されていますか
- ☒ 5. 我が家のLPガス基本料金と1㎡単価は知っていますか
- ☒ 6. 原料費調整制度は実施されていますか
- ☒ 7. 毎月の請求書の内容は、チェックしていますか

行動提起! 学んで、調べて、行動してみませんか



1. 「我が家のLPガスチェックシート」で現状の確認をしましょう!
2. チェックして曖昧・不明な点は、契約書・請求書を調べてみましょう!
3. 調べて解らないこと・疑問な点は、販売業者に問い合わせましょう!

消費者団体は、これまで食品販売に於いて価格表示(単価表示)・産地表示・添加物表示・賞味期限表示などで、消費者が知りたい情報開示に向けて、行政・業界への働きかけを続け、法的整備も前進させてきました

LPガス料金は、公共性が強く・家計支出に占める割合も大きく、全国的な消費者課題として取り組む意義は大きいと考えます

LPガス問題を考える会では、今後学習パンフの普及と学習活動を推進すると共に、「消費者の知る権利」と「選択の自由」の拡大実現に向けて行政・業界への働きかけを推進していきます

みんなで、学んで、調べて、行動してみませんか!

LPガス問題のお問い合わせ先(LPガス問題を考える会呼びかけ団体)

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ○内閣総理大臣認定適格消費者団体認定
NPO法人消費者支援ネット北海道 | 電話011-221-5884
FAX011-221-5887 |
| 事務局長 大嶋 明子 | |
| ○一般社団法人北海道消費者協会 | 電話011-221-4217
FAX011-221-4219 |
| 専務理事 矢島 收 | |
| ○北海道生活協同組合連合会 | 電話011-841-8601
FAX011-841-8605 |
| 専務理事 山口 敏文 | |

パンフレットご希望の方は、北海道生活協同組合連合会にご連絡ください。

(2015年10月発行)

学習パンフレット

LPガス

消費者の願い

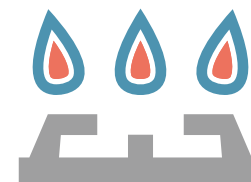
~LPガスの「適正価格・安定供給・安全確保」~

実現のための問題提起

知ってましたか? LPガス基礎知識

調べてみました! LPガス販売の実態

考えてみませんか? 我が家のLPガス契約



LPガス問題を考える会

LPガスは、日本における全世帯の約52%で使用されており、家庭生活にとって重要なエネルギーの一つとなっています。

しかし、消費者からは、①料金が安い、②料金システムがよく分からない、③購入先を変更しようとしてトラブルになった、などの苦情や疑問も多く聞かれるところです。とりわけ、北海道内におけるLPガス料金は、他の地域と比較して高額であり、全国平均価格との価格差は年々拡大しています。

LPガスの料金は、それぞれの販売事業者が価格を決め、自由競争の下で適正な価格が維持されるという建前がとられていますが、消費者が、一種の公共料金のように思っていて、業者を選べることを知らなかったり、集合住宅であるとか、地域の業者数が限られているなどの事情で、選択の余地が乏しい場合も少なくありません。また、これらのことも背景にあるのですが、販売事業者が、価格につい

て消費者の理解を得るための努力や情報開示を十分に行っていないと思われる事例も見受けられます。

こうした状況を改善したいと考えて、適格消費者団体消費者支援ネット北海道(ホクネット)・北海道消費者協会・北海道生活協同組合連合会(道生協連)の3団体は、共同して「LPガス問題を考える会」を立ち上げ、LPガス取引の実態調査や事業者・行政・消費者それぞれに向けた取り組みを進めることとしました。

本パンフレットは、その活動の一環として、多くの消費者の方々に、LPガスやLPガス取引についての理解を深めていただき、契約条件や購入先などについて判断される際の一助になればとの思いから作成したものです。是非、一人でも多くの方々に、ご活用いただければ幸いです。

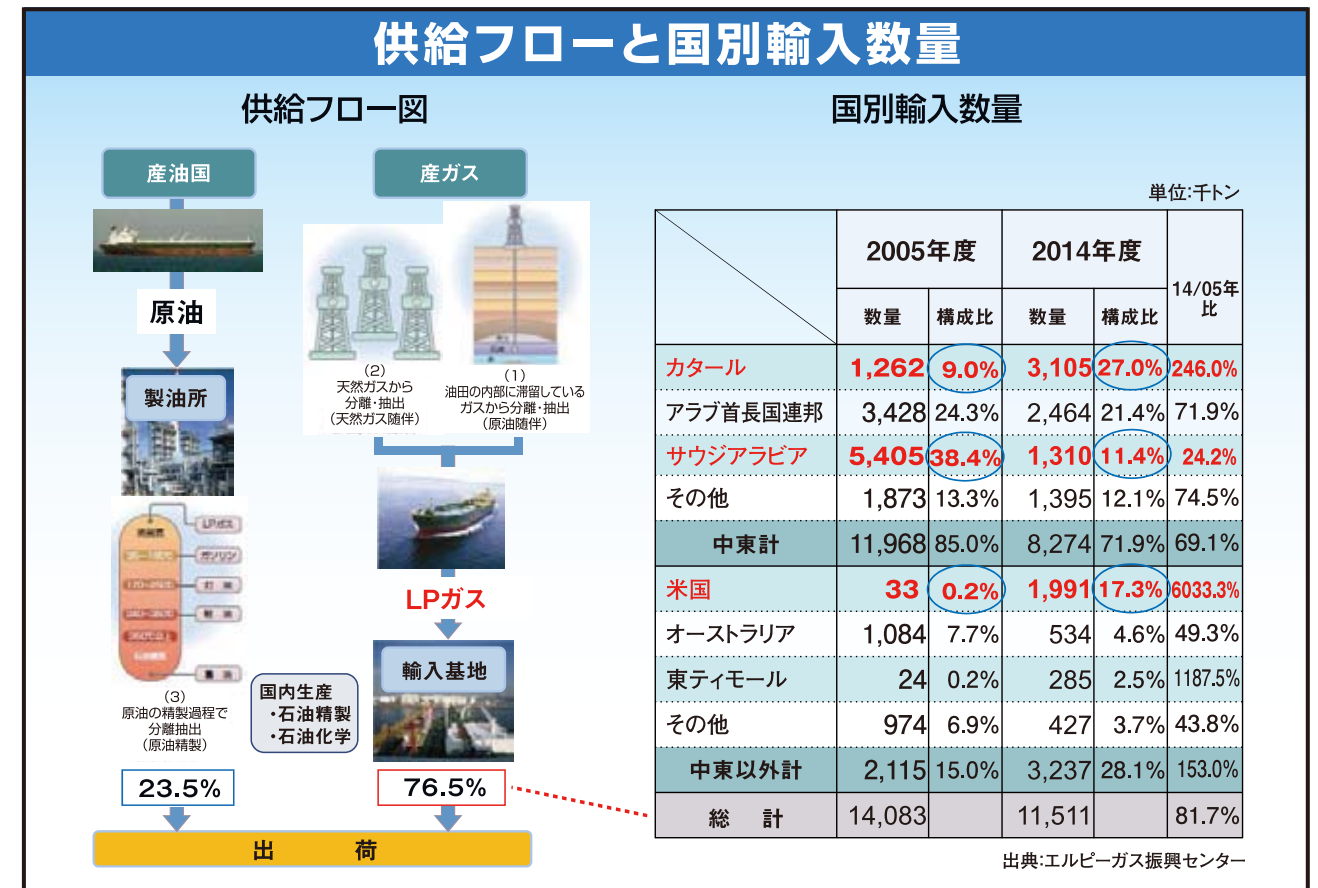
LPガス問題を考える会 座長 道 尻 豊
(消費者支援ネット北海道 専務理事)

目次

- | | |
|--|--|
| <p>1 LPガス主な輸入先とその変化02</p> <p>2 LPガス流通・配送のイメージ図03</p> <p>3 価格構成とLPガスの特性04</p> <p>4 LPガスの料金システム05</p> <p>5 設備の管理責任と所有関係06</p> | <p>6 調べてみました①07
LPガス価格と灯油価格の推移</p> <p>7 調べてみました②08
請求書とアンケート調査</p> <p>8 調べてみました③09
基本料金と従量料金の区別のないガス料金の分布</p> <p>9 調べてみました④10</p> <p>10 全国LPガス協会11~13
「LPガス販売指針」より
新聞報道より14</p> |
|--|--|

※本パンフレットの作成にあたっては、一般財団法人エルピーガス振興センターのご了解を得て、同センターご作成の資料から一部転用させていただいております。

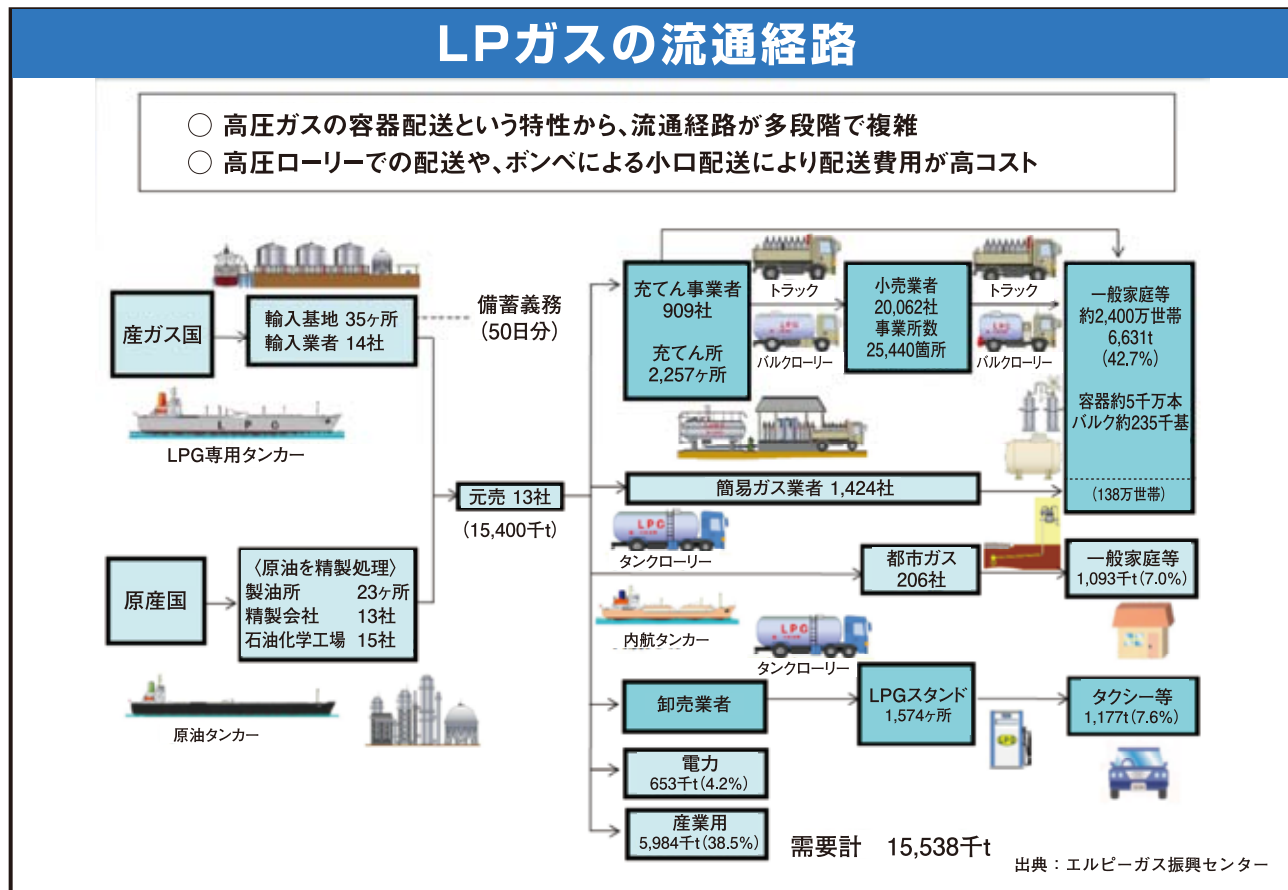
1 LPガス主な輸入先とその変化



●アメリカ産のガスが増えています

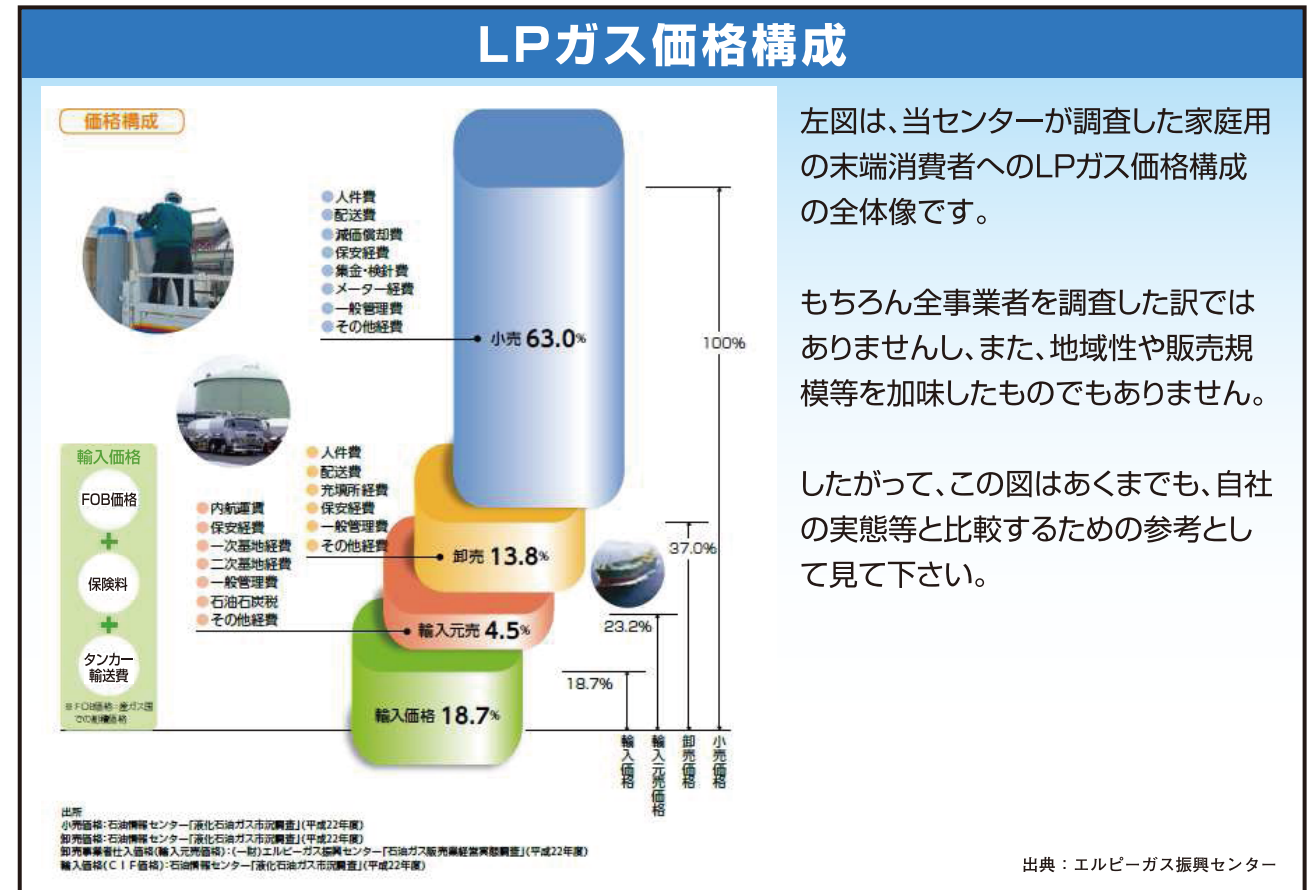
●北海道に基地はありません

2 LPガス流通・配送のイメージ図

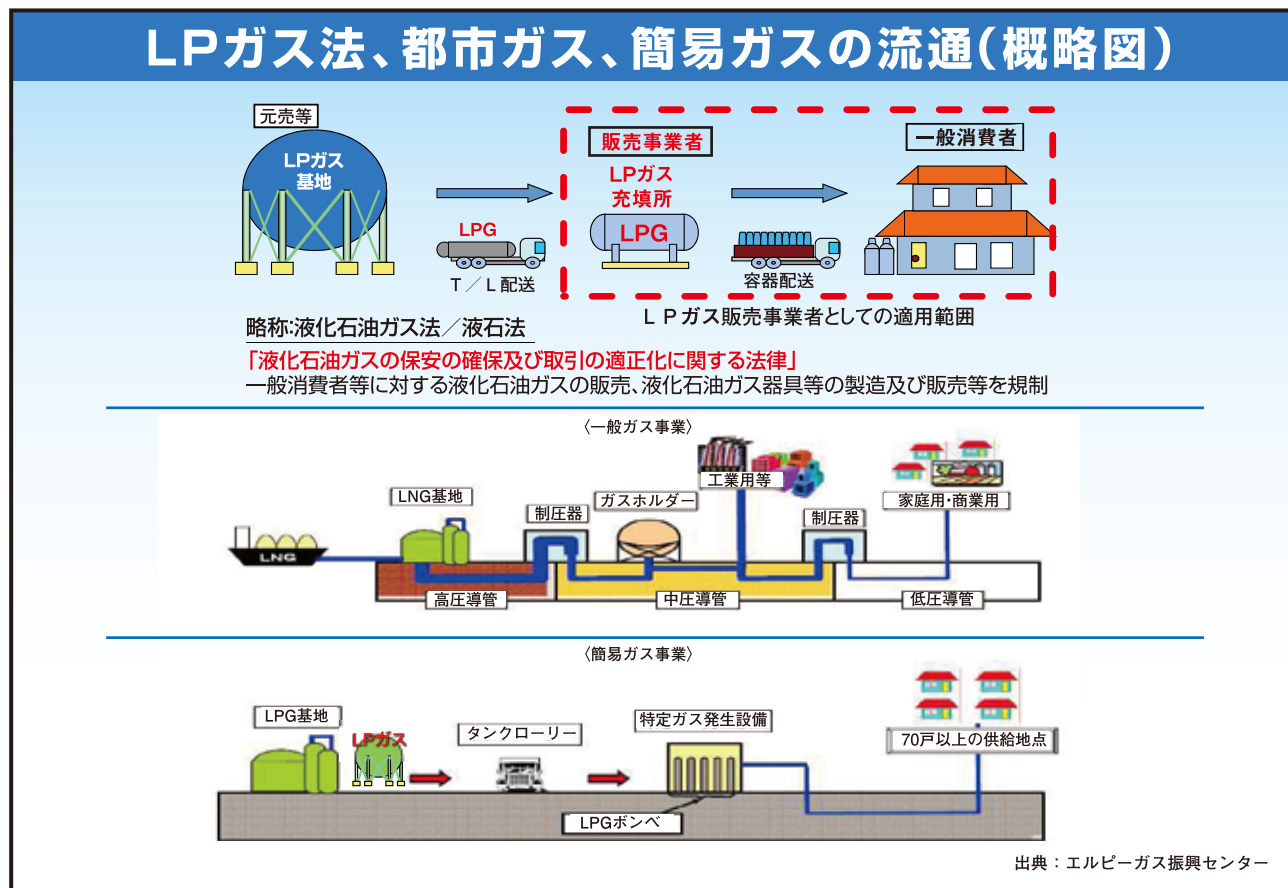


● 流通経路が複雑でコスト高

3 価格構成とLPガスの特性



● LPガス価格は経費が80%以上



● 都市ガスと簡易ガスの料金は認可制・LPガスは自由料金

容易に供給可能なエネルギー

液化された状態で容器に入っているため
運搬が容易で、全国津々浦々まで供給されています。

都市ガスエリア

我が国の1次エネルギー供給の約5%を占め、民生需要の割合が高く、全国の約2,500万世帯（全世帯の約52%簡易ガス含む）で使用されています。

高熱量のエネルギー

他のエネルギーと比べても発熱量が大きく、操作も簡単で扱いやすいエネルギーです。

出典：エルピーガス振興センター

LPガスの性質

- 液体（ガスライターのガスと同様）で貯蔵・配送され、気体で消費されます。
- 無色透明で無臭です。従ってガスが漏れてもわかるように臭いをつけています。

50kg 入り容器

20kg 入り容器

容器の中はガスライターと同じ

ライター: 気体, 液体, ボタン

ボンベ（容器）: 気体, 液体, プロパン

出典：エルピーガス振興センター

● 運搬・供給が容易で災害時に威力を発揮

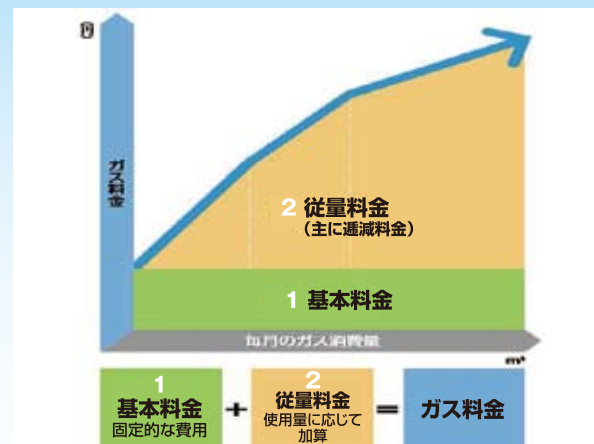
4 LPガスの料金システム

二部料金制

【料金制度の種類】

■ 二部料金制

二部料金制とは、「基本料金」と「従量料金」との合計で算出されるものです。



基本料金	ガスの消費量の多少に関係なく1軒に生じる固定的な費用 ①容器やメーターなどガスを供給ための設備費 ②保安や検針にかかる費用など
従量料金	ガスの使用量に応じてかかる費用 ①ガスの原料費 ②ガスの配送費など

出典：エルピーガス振興センター

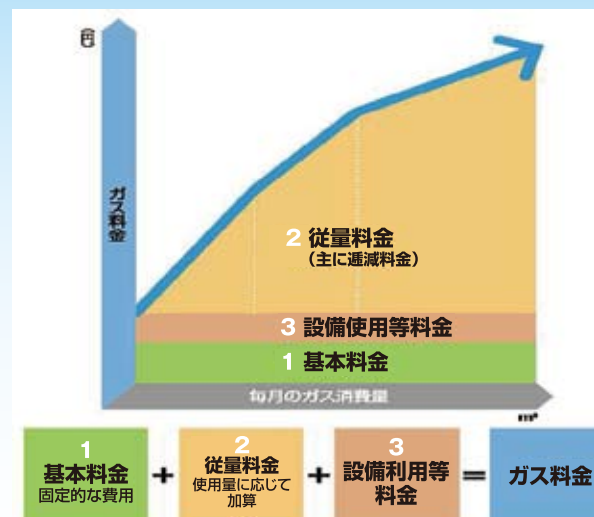
●こんなこと、知っていましたか？

三部料金制

【料金制度の種類】

■ 三部料金制

三部料金制とは、基本料金と従量料金のほかに料金徴収科目を設けたものです。つまり、二部料金制の基本料金に含まれている**設備利用等料金を別立てとして徴収する料金体系**です。なお、販売店が所有する消費設備を消費者が使用する場合には、その使用料を交付書面に記載することが液石法により義務付けられています。



基本料金	ガスの消費量の多少に関係なく1軒に生じる固定的な費用 ①容器やメーターなどガスを供給ための設備費 ②保安や検針にかかる費用など
従量料金	ガスの使用量に応じてかかる費用 ①ガスの原料費 ②ガスの配送費など

設備利用等料金	二部料金制では基本料金に含まれている設備利用料等料金を別立てで支払う費用 ①集中監視システムの利用料 ②ガス警報器の利用料 ③ガス消費設備（配管、給湯器等）などを販売店から借り受けている場合の費用など
---------	--

出典：エルピーガス振興センター

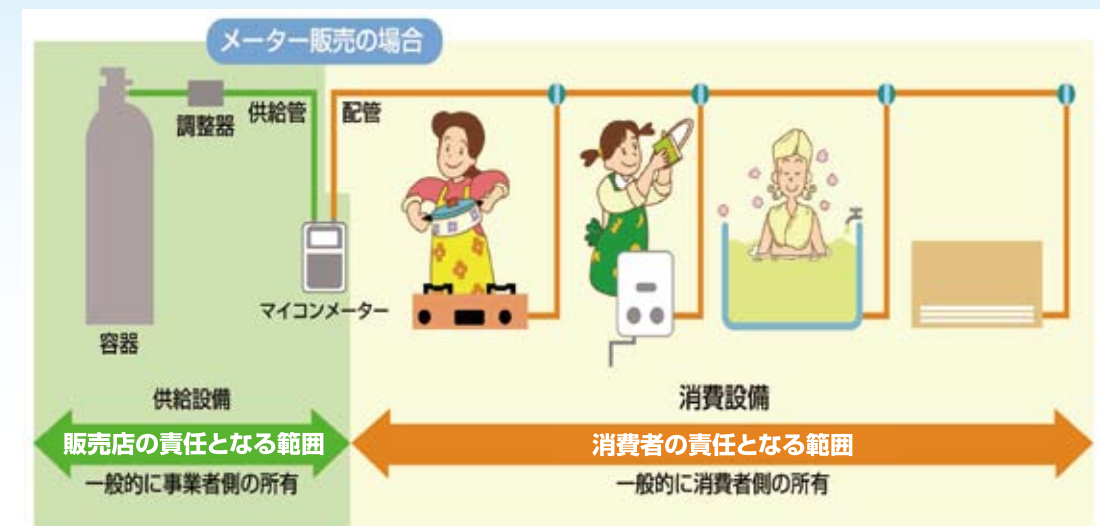
●区分のない請求書は是正を求めましょう！

5 設備の管理責任と所有関係

契約関係

■ 設備の区分

供給設備は販売店、消費設備は消費者の管理責任



出典：エルピーガス振興センター

●我が家の配管と器具は誰のもの？

消費設備費用負担を巡る問題点

■ 顧客獲得の商慣行

新規顧客の獲得

消費設備に関わる配管の費用
無償

■ 商慣行から発生する疑問

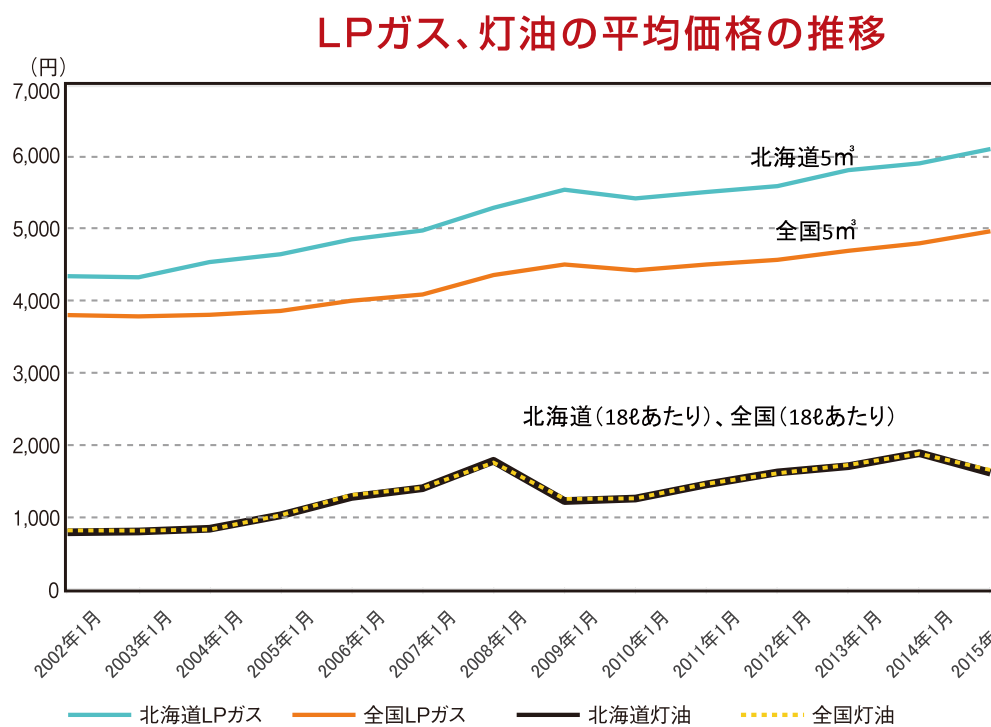
- 無償配管費を全体の顧客から薄く料金に含めてコスト回収している？
- 配管以外のガス機器等消費設備についても同様のコスト回収をしている？
- 解約時に販売業者が消費者に配管費用を請求するといったトラブル等

「LPガス料金問題検討会最終報告」でこれらの問題に対する解決方法を提言した

出典：エルピーガス振興センター

●商慣行がトラブルの要因に

6 調べてみました① LPガス価格と灯油価格の推移



出典：一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 石油情報センターホームページデータで作成

家庭用液化石油ガス(／5㎡)			
調査年月	北海道	全国	北海道／全国
2002年1月	4,350	3,808	1.14
2003年1月	4,335	3,790	1.14
2004年1月	4,547	3,812	1.19
2005年1月	4,656	3,866	1.20
2006年1月	4,863	4,008	1.21
2007年1月	4,987	4,095	1.22
2008年1月	5,303	4,366	1.21
2009年1月	5,555	4,513	1.23
2010年1月	5,434	4,432	1.23
2011年1月	5,523	4,513	1.22
2012年1月	5,605	4,578	1.22
2013年1月	5,828	4,704	1.24
2014年1月	5,922	4,808	1.23
2015年1月	6,122	4,976	1.23

灯油店頭現金価格(／18ℓ)			
調査年月	北海道	全国	北海道／全国
2001年1月	850	871	0.98
2002年1月	782	808	0.97
2003年1月	793	805	0.99
2004年1月	831	820	1.01
2005年1月	1,018	1,019	1.00
2006年1月	1,274	1,302	0.98
2007年1月	1,396	1,402	1.00
2008年1月	1,778	1,753	1.01
2009年1月	1,217	1,247	0.98
2010年1月	1,252	1,254	1.00
2011年1月	1,449	1,457	0.99
2012年1月	1,616	1,604	1.01
2013年1月	1,703	1,720	0.99
2014年1月	1,884	1,877	1.00
2015年1月	1,612	1,650	0.98

7 調べてみました② 請求書とアンケート調査 (91社・318枚分)

LPガス問題を考える会では、消費者協会の会員と生協組合員の協力で、
91社318枚の請求書を集計し分析してみました。

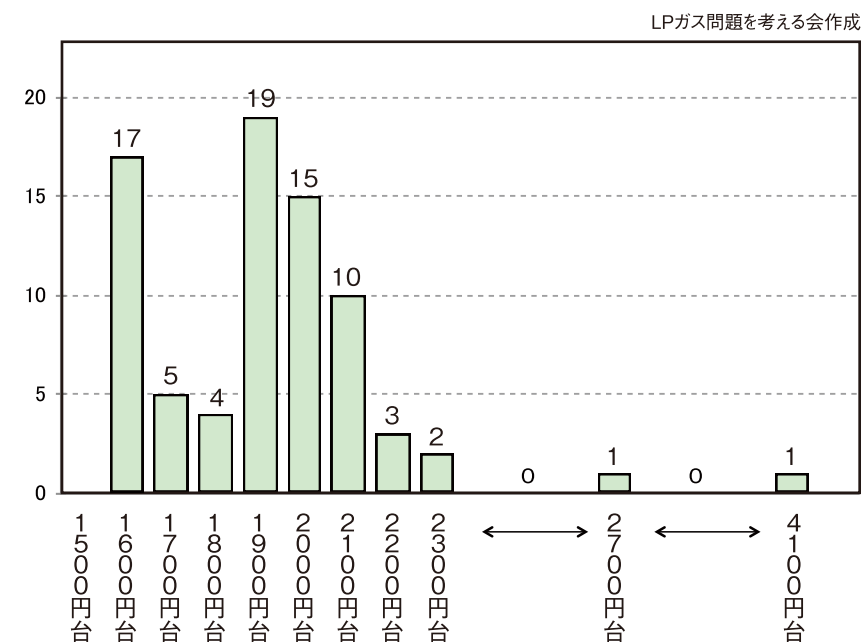
- LPガスは、公共性の強い商品であるにもかかわらず、総じて検針結果や請求書の表現・項目はバラバラで、消費者の知る権利を充足するレベルとしては低い状況にあります。
- 基本料金と従量料金を分けて請求している業者は、約20%に留まっています。
(LPガス協会の資料では、基本料金と従量料金を分けている業者は80%を超えているとのことですので、消費者への情報公開の姿勢が弱く、消費者の知る権利を軽視しています。)
- 一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス販売指針」で示されている検討結果や請求書の例と比較するとかなりのギャップがあり、業者間格差も大きい状況となっています。
- また、LPガス料金は自由料金ですが、基本料金・従量料金いずれも、利用者が理解できない大きな格差があります。
 - ①基本料金の、1600円から2300円まで700円の幅 約1.43倍 (グラフI参照)
 - ②基本料金と従量料金の区別のないガス料金請求で (グラフII・III参照)
 - 事例1.0㎡で1836円から3413円まで、1577円の幅は約1.85倍
 - 事例1.5㎡で2605円から3704円まで、1099円の幅は約1.42倍
 - 事例2.0㎡で2675円から4239円まで、1564円の幅は約1.58倍

※ 注記 同じような環境にある灯油価格は、道内での差額は1ℓ3円から5円で、3%～5%の範囲に収まっています。

ポイント LPガスは全国と北海道の価格差が年々拡大

- LPガスの北海道価格は、全国で一番高い状況となっています。
- 全国と北海道の価格格差は、2002年度1.14倍から2015年度の1.23倍へ価格格差は拡大し続けています。
- 価格格差が広がり続ける合理的な理由は、調査した範囲では見つかりません。
- 一方、同じく原油を主な原料としている灯油は、全国価格と北海道価格がほぼ重なって推移しており、格差は見られません。
- また、原油価格の推移を灯油価格は反映していますが、LPガス価格は不十分な反映となっています。
- 灯油やガソリンの価格は、マスコミにも大きく取り上げられ、消費者も機敏に対応し、1円でも安い業者やガソリンスタンドを選択できます。
- しかし、LPガス価格は情報開示が不十分で、しかも業者変更には幾つかのハードルがあり、消費者にとって業者を変更しづらい状況があります。
- その結果、同じ地域でも業者間格差が大きく、高いLPガス購入を長年続けている消費者は、そのことに気づかないまま経済的不利益をこうむっています。

グラフI 基本料金の分布 (請求書77枚)



ポイント

基本料金にも大きな差

- 基本料金を区別している77枚の請求書の分布は、左図にあるように、中心帯は1600円から2300円で、700円(43%)の差がありました。
- 中心帯の加重平均は1882円でした。
- また、2700円と4100円の事例が各1件あり、基本料金とは「ガスの消費量の多少に関係なく一軒に生じる固定的な費用」との説明からは、理解しづらい金額となっています。

● 変ですな！

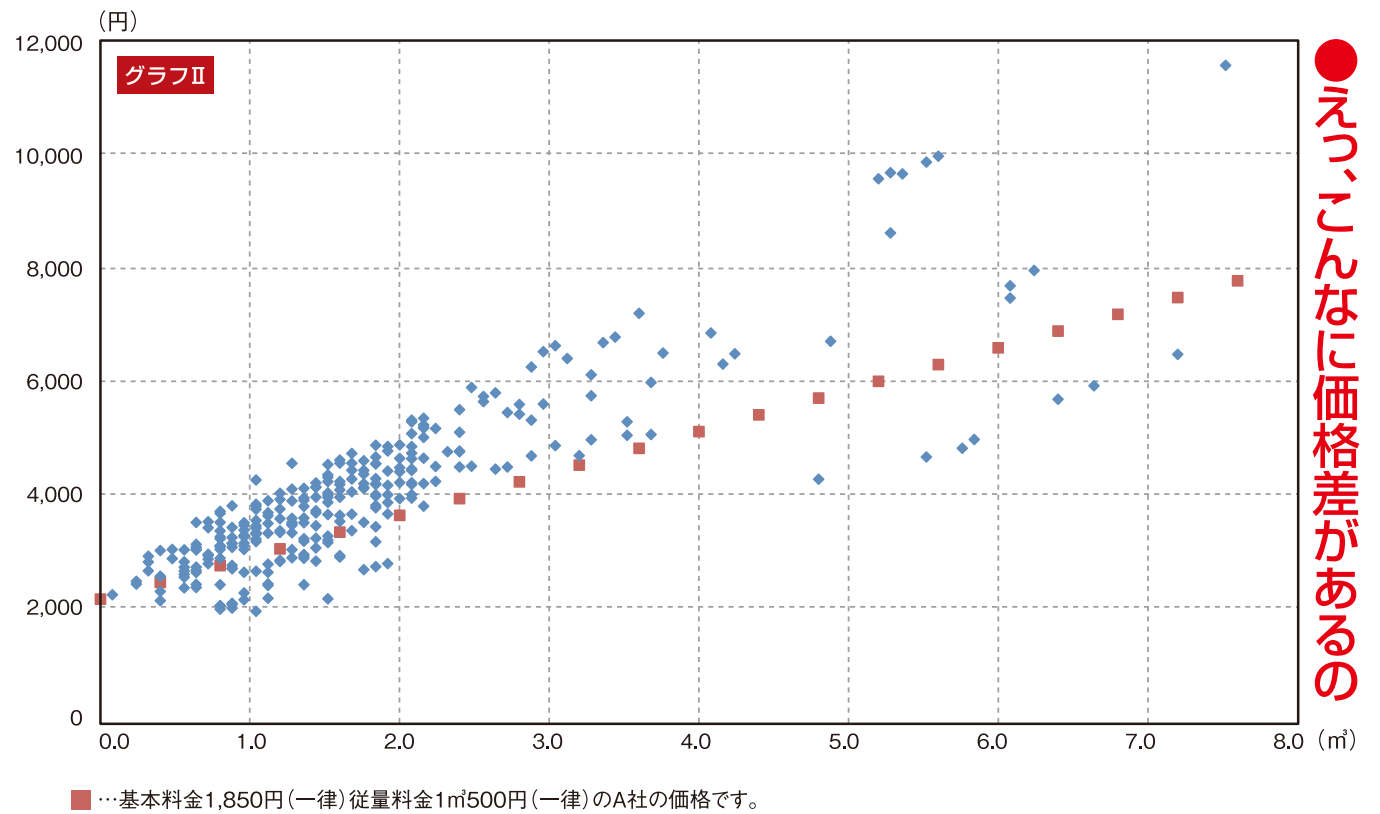
● 納得いきません！

8

調べてみました③

基本料金と従量料金の区別のない
ガス料金の分布

【91社 318枚分】



LPガス問題を考える会作成

グラフⅢ

＜請求額合計(リース料除く、10m ³ 以下)＞															
使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)	使用量(m ³)	請求額(円)
0.3	2,240	1.0	1,836	1.2	3,188	1.6	2,664	1.9	2,910	2.2	4,228	2.6	4,261	3.8	4,472
0.3	2,285	1.0	1,890	1.2	3,229	1.6	2,795	1.9	2,949	2.3	2,522	2.6	4,350	3.8	6,082
0.4	2,454	1.0	1,890	1.3	1,802	1.6	3,067	1.9	3,015	2.3	2,922	2.6	4,457	3.9	5,876
0.4	2,596	1.0	2,230	1.3	2,448	1.6	3,190	1.9	3,361	2.3	3,164	2.6	4,665	4.0	4,311
0.4	2,689	1.0	2,657	1.3	2,926	1.6	3,210	1.9	3,558	2.3	3,470	2.6	4,854	4.1	4,566
0.5	1,973	1.0	2,799	1.3	2,967	1.6	3,236	1.9	3,637	2.3	3,506	2.6	4,882	4.1	5,275
0.5	2,122	1.0	2,845	1.3	3,049	1.6	3,300	1.9	3,673	2.3	3,658	2.7	3,496	4.1	5,613
0.5	2,367	1.0	2,849	1.3	3,049	1.6	3,580	1.9	3,710	2.3	3,682	2.7	3,860	4.2	6,132
0.5	2,781	1.0	2,858	1.3	3,050	1.6	3,771	1.9	3,893	2.3	3,845	2.7	4,268	4.3	6,221
0.6	2,651	1.0	2,970	1.3	3,070	1.6	4,187	1.9	3,961	2.3	3,848	2.7	4,604	4.4	4,638
0.6	2,799	1.0	3,002	1.3	3,084	1.7	2,230	1.9	4,001	2.3	3,860	2.7	4,754	4.4	4,856
0.7	2,179	1.0	3,098	1.3	3,142	1.7	2,656	1.9	4,167	2.3	3,940	2.7	4,767	4.5	6,604
0.7	2,342	1.0	3,236	1.3	3,181	1.7	2,688	2.0	2,675	2.3	4,179	2.7	4,805	4.6	4,651
0.7	2,351	1.0	3,380	1.3	3,265	1.7	2,717	2.0	2,699	2.3	4,179	2.7	4,913	4.6	5,490
0.7	2,398	1.0	3,413	1.3	3,446	1.7	2,931	2.0	3,250	2.3	4,180	2.8	3,895	4.7	5,964
0.7	2,451	差額	1,577	1.3	3,494	1.7	2,971	2.0	3,348	2.3	4,288	2.8	4,136	5.1	6,287
0.7	2,512	1.1	1,853	1.3	3,527	1.7	3,229	2.0	3,640	2.3	4,478	2.8	4,748	5.1	6,289
0.7	2,600	1.1	1,911	1.3	3,918	1.7	3,305	2.0	3,758	2.4	2,570	2.9	4,373	5.2	5,786
0.7	2,792	1.1	1,931	1.4	2,012	1.7	3,493	2.0	3,845	2.4	3,371	3.0	4,128	5.3	5,952
0.8	2,186	1.1	2,487	1.4	2,219	1.7	3,592	2.0	3,894	2.4	3,555	3.0	4,374	6.0	3,930
0.8	2,236	1.1	2,499	1.4	2,244	1.7	3,630	2.0	4,190	2.4	3,680	3.0	4,384	6.1	6,153
0.8	2,428	1.1	2,541	1.4	2,430	1.7	3,783	2.0	4,239	2.4	3,832	3.0	4,687	6.5	8,772
0.8	2,462	1.1	2,833	1.4	2,560	1.8	2,611	差額	1,564	2.4	4,062	3.0	5,051	6.6	7,899
0.8	2,514	1.1	2,895	1.4	3,061	1.8	2,823	2.1	3,101	2.4	4,385	3.1	4,140	6.6	8,870
0.8	2,791	1.1	2,895	1.4	3,218	1.8	2,979	2.1	3,367	2.4	4,385	3.1	5,409	6.7	8,851
0.8	2,800	1.1	2,991	1.4	3,342	1.8	3,180	2.1	3,727	2.4	4,458	3.2	5,181	6.9	4,289
0.8	2,811	1.1	3,153	1.4	3,390	1.8	3,380	2.1	3,933	2.5	3,618	3.2	5,264	6.9	9,041
0.8	2,833	1.1	3,502	1.4	3,583	1.8	3,387	2.1	4,075	2.5	3,876	3.3	4,093	7.0	9,136
0.8	2,833	1.2	1,988	1.5	2,605	1.8	3,422	2.1	4,189	2.5	4,050	3.3	5,322	7.2	4,429
0.8	2,880	1.2	2,098	1.5	2,624	1.8	3,642	2.1	4,346	2.5	4,116	3.4	4,127	7.2	4,429
0.8	3,234	1.2	2,105	1.5	3,073	1.8	3,802	2.2	2,473	2.5	4,266	3.4	5,005	7.3	4,571
0.9	2,569	1.2	2,430	1.5	3,099	1.8	3,802	2.2	2,473	2.5	4,484	3.5	4,978	7.6	6,850
0.9	2,643	1.2	2,799	1.5	3,294	1.8	3,871	2.2	3,236	2.6	3,626	3.5	5,135	7.6	7,047
0.9	2,700	1.2	2,858	1.5	3,450	1.8	3,871	2.2	3,781	2.6	3,681	3.6	4,307	7.8	7,295
0.9	2,720	1.2	2,900	1.5	3,601	1.9	2,003	2.2	3,799	2.6	3,846	3.6	4,882	8.0	5,219
0.9	3,148	1.2	3,001	1.5	3,605	1.9	2,003	2.2	3,858	2.6	3,874	3.6	5,739	8.3	5,436
0.9	3,246	1.2	3,021	1.5	3,704	1.9	2,003	2.2	4,013	2.6	4,072	3.7	5,142	9.0	5,942
		1.2	3,027	差額	1,099			2.2	4,074	2.6	4,095	3.7	5,986	9.4	10,600
		1.2	3,110												

LPガス問題を考える会作成

9

調べてみました④

- 一戸建て持ち家の利用者156世帯で「契約締結時に契約書をもらいましたか」の問いに
①もらった45=28.8%、②もらわなかった14=9.0%、③解らない93=59.6%
- また、一戸建て賃貸・集合住宅持ち家・集合住宅賃貸79世帯で「入居時に不動産会社・LPガス事業者・大家等からLPガス料金システムの説明や文書をもらいましたか」の問いに
①もらった28=35.4%、②もらわなかった25=31.6%、③解らない25=31.6%の回答でした。
- 「もらわなかった」+「解らない」の回答が、それぞれ68.6%と63.2%を示しています。
- この要因として、
①第一に、販売業者の説明と情報提供が不十分なこと
②同時に、利用者・消費者の関心の弱さと業者任せの姿勢が、挙げられます。

アンケート調査の、自由記載で寄せられた消費者の声より

Q. LPガスについてのご不満やお知りになりたいことがありましたらお書きください

- 契約業者によって価格差があることは分かっていたが、付き合いもあり契約していた。しかし、旧業者が大手に販売権?を売ったことで解約し、現業者にした。毎月700円程度安くなり驚いた
- 原油が値上がりするとLPガスもすぐ値上げする。もっと企業努力をしてほしい
- 適正価格が不明確である。砂川市内においては消費者協会で毎月価格調査を実施しているが(5販売店)、今月(5月)は基本料金の差が378円も違っている
- ボイラーを灯油からガスに切り換えたが(灯油が上昇ぎみといわれ)、やはりLPガスは高いと実感
- 基本料金が従量料金とくらべると高いと思います
- 石油製品は随分、昨年からみると値下がりしているが、LPガスはあまり下がっていない
- 集合住宅に住んでいるので、他のLPガス業者ににかえることができない現状。ほかのLPガス業者がどれくらいの価格で販売しているか知ることができれば、家を購入する際に参考になると思う
- 都市ガスに比べて高いのはなぜでしょうか。1m³ごとの価格がお店によって違うのですが、何か基準があるのでしょうか。節電をしてガスを使用するとけっこう高いです
- 価格調査(道内)を見ると、当市(土別市)は高い基本料金だと思います。自宅は暖房とハイブリッド(エコジョーズ、電気と併用)のため、他より低い設定になっているが、都市ガスと比較しても高いと感じます
- 他のガスが選べないので、早く供給できるようにしてほしい
- 基本料金に大きな幅があるといいますが、なぜか知りたい
- 従量料金の体系について知りたい
- 管内においても、1000円ほどの価格差があるのはどうしてでしょうか
- 現在利用している小売店では、毎月の検針時、料金が記載されていなく、希望者にしか料金のお知らせ案内がないようである
- 現在契約している店からの「検針票兼請求書」には、月ごとのガス使用料金と消費税の金額が記されているだけで、基本料金などは記されていない
- お風呂は灯油ボイラーの方が安いと思うが、集合住宅でガス湯沸かし器になっている。ガス会社が新築の際、配管工事を無料でするので、ガス湯沸かし器にしていると聞いた事があるが本当でしょうか?
- 近隣の市にいる姉のところは基本料金などが安いのはなぜ?
- 業界団体でどのような指導、取り組みがなされているのか知りたい

● 料金についての不満が圧倒的

10 全国LPガス協会「LPガス販売指針」より

LPガス販売事業者が守るべき5つの原則

5つの原則

LPガスの販売事業が適法・適正に行われるには、次の5つの原則が常に守られていなければなりません。

このうち一つでもおろそかにされれば、その事業活動は適法・適正ではなくなりますので、遵守することが必要です。

- 【1】 消費者のエネルギー**選択の自由**を尊重すること
- 【2】 **取引関係(契約の内容と締結)**が明確であること
- 【3】 継続的・安定的にガスを**供給する体制**が整っていること
- 【4】 **保安の確保**を不断の努力で全うすること
- 【5】 **料金算定方法などに合理性**があり、**消費者に理解**されていること

出典：エルピーガス振興センター

●消費者にとっても賛同できる内容です

契約関係

■書面の交付

「書面」は契約を結んだときに販売店から消費者に配布することとされています。(液石法による義務)

液石法の(平成9年4月施行)に

- ①記載内容が具体化された
- ②特に料金構成やその内容を消費者にわかりやすく示すことの義務付け
- ③設備の所有関係について、消費者のものが販売店のものを明確に表示する



出典：エルピーガス振興センター

書面の主な内容

LPガスの種類

LPガスの引渡しの方法

料金

- 料金制度の内容(基本料金、従量料金など)
- 料金制度の考え方(基本料金や従量料金には何が含まれるかなど)

設備の所有関係

(どれが販売店所有で、どれが消費者所有か)

設置、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法

消費設備(ガス配管、給湯器、コンロなど)を販売店が所有している場合は、

- 利用料や支払方法
- 契約解除時に消費者が消費設備に係る配管を買い取る場合の金額や算定方法

消費者、販売店、保安機関の保安上の責任

●問題は現実とのギャップです

料金の透明性の確保①

料金情報の提供と十分な説明

LPガス販売契約は、継続的にLPガスを供給する契約です。

LPガスという「商品」を売買する契約ですから、LPガスが**どのような商品**であり、その金額が**「いくら」**なのかが契約の最も重要なポイントとなります。

液化石油ガス法は、LPガスの供給を開始する際にいわゆる14条書面で、「**価格の算定法**」※、算定の基礎となる項目等の説明を義務付けています。

この義務を履行し、かつ、消費者とのトラブルを防止するためには、いわゆる**14条書面の交付**と同時に、消費者に「**価格の算定方法**」を含んだ「**料金表**」を交付しなければなりません。

料金を変更する際も「料金表」の再交付が必要です。

※「価格の算定方法」とは…液化石油ガス法通達により、その価格の計算方法(例えば、「**料金**=基本料金+従量料金×使用した量」等)のことであると記述されています。

また、特定商取引法においても、訪問販売などでの申し込み受付時や契約の締結時には、料金、支払い時期、支払い方法などの契約内容に関する**重要事項を書面で消費者に交付**することが義務付けられています。

出典：エルピーガス振興センター

●消費者の監視が必要です。書面の交付と説明を求めましょう！

料金の透明性の確保②

料金情報の積極的な提供

消費者の理解を得るためにも、**LPガス料金情報を積極的に提供**するよう努めなければなりません。具体的な方策としては、次のことについて十分な対応が必要です。

【1】 料金表の作成と交付

- ①契約締結時に消費者に交付する料金表には、価格の算定方法を明記する必要があります。(例えば、基本料金〇〇〇〇円、従量料金1立方メートル当たり〇〇〇円)
- ②料金水準を定期的に見直し、価格を改定する際には、消費者に事前に料金表を交付し、改定内容について十分説明し、理解を得る必要があります。

【2】 情報提供の手段・方法

- ①標準的な料金表の備え置き
販売事業者は、自社の標準的な料金表を店頭で備えて置き、消費者等からの問い合わせ等があった場合には、その標準的な料金表に基づいて説明しましょう。
- ②ホームページ等の活用
販売事業者は、価格の算定方法・算定の基礎となる項目や標準的な料金をホームページ等により公表するよう努めましょう。

出典：エルピーガス振興センター

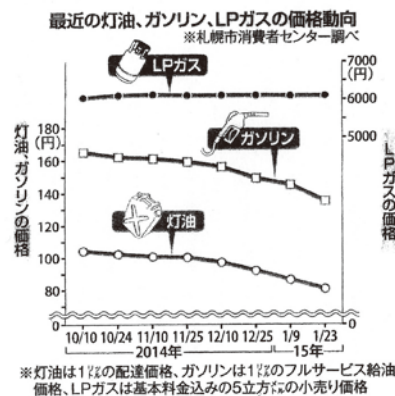
●配管や器具の所有者の確認を

【1】説明すべき事項

- ①消費配管や機器等の「所有権」が販売事業者にある場合には、その旨
- ②「利用料」がある場合は、その金額及び徴収方法と期間
- ③契約解除時の「清算額の計算方法」

なお、貸付配管等がある場合には、後日のトラブル防止のために、いわゆる14条書面や契約時書面の他に、貸付配管等に関する契約を別途締結することが望ましいとされています。

出典：エルピーガス振興センター



に寄られた4件は、中には、故障
度以降で計4件。中には、故障
しているアンビタへの使用
料を払われ続けた、という苦
情も。大明寺事務局は「新
築するバードで、バスを使
つてのあとで、業者が配管工
事を施したり、それを入居
者が払うが、料金に上乗して
いるケースもあり、料金設定
不適切と指摘する」

札幌市消費者センターにも、
「感動療法」などの異国回
つたものなど高いのは初めて
の男性などの相談が寄せら
れている。件数は増加傾向で、昨
年度は110件。道庁保健生活
センターは「〇〇年、年間件
上の相談急げている」とい
う。

料金にばらつき

北海道リバス協会（札幌）
道内に約1600社あり、約
50万世帯に供給している。札
幌市内でリバスを使っている
世帯は約6割と推定。都府県
と比べると、料金値上げ者
が個々に設定されている。
石油情報センター（東京）の

調で（５）は、昨年末の平均のレシ
 格は国産（最高）の平均小売価
 最安の東京都より約１００円
 高い。業者によるレシ料金はた
 高くなるのも特徴で、札幌市消
 費者センターによると、同市内
 の小売価格は４８３０円から
 ７７６０円まで、大きな幅がある
 （１月分は現在）。

また、昨年１０月以降、原油相
 場の下落に伴い灯油やガソリン
 は値が下がっているが、同様に
 石油が作られるレシガスは高
 止まりしている。

道内は、配管距離が長い、積
 雪量がぐくべの交換に手間がかか
 るなど、輸送コストがかさみが
 くる。その上、ガスコンロで調理
 用だに使用するガスが多くな
 る。世帯別での使用量は全国平
 均の半分以下にとどまる。都市
 ガスや電気ガスとの競合も本州
 になりにない。これらが原因
 となり、割高な価格設定にな
 っている。

道央部のあるレシガス販売業
 者は、交換には除雪が行き届い
 ていない生活道路を走ってガス
 ボイラを換している。これで
 もレシガスのレシ料設定」と理解
 を求める。レシガスの価格が下
 がらないにつについては「なく
 べな利益があり、灯油などと比
 べ小売価格に反映するには時間
 がかかる」としている。

利用者からの苦情に対し、道
 レシガス協会は「利用開始前に
 料金と保証金の有無などの契約
 内容をしっかり確認してはし
 り」と呼びかけている。

出典：平成27年2月12日 北海道新聞より

●「安全・安心」には、点検と確認が大切

販売店は以下の保安業務を保安機関に委託できます（一部委託も可能です）
保安機関…LPガスの保安を行うためには認定を受ける必要があります、その認定を受けたものが保安機関となります。

LPガスの供給を開始するときに、設備の点検や調査を行います。

容器・圧力調整器、バルブ、供給管などの点検や調整を行います。

(4年に1回、設備によって6ヶ月、1年、2年に1回)
供給設備のガス漏れ試験などを行います。

ガス器具や給排気設備などの調査を行います。

(供給開始時及び2年に1回、設備によって1年に1回)
LPガスの使用上の注意などを記載したパンフレット等(周知文)を定期的に配付します。

消費者からの災害の発生などの連絡に対して迅速な措置を行います。(必要に応じ出動します。)

消費者からの災害の発生などの連絡に対して迅速な措置を行います。
(出勤を伴いません。集中監視センター等に該当)

出典：エルピーガス振興センター

新聞報道より

LPガス
「料金問題」に高い関心

【札幌】エネルギーの自由化を控えるLPGガス料金問題への関心が高まっているが、北海道では全国一高いLPGガス料金として一般家庭などでたびたび報道されており、消費者対策が緊急の課題となっている時期に、LPGガス販売業者と消費者との関係性の問題が明らかになった。

書面交付・取引説明で格差
業者間の顧客管理もバラつく

道内

道内

札幌市で開催された
監査員、消費者、業界
関係者の懇談会は、
消費者が相互に信頼
の橋頭が架かること、さ
らに書面交付を取り関す
の説明不足と、中販
業者としては刻々な
課題が突きつけられ形
となった。

保安成協の配当問題
は、委託保を委託送
りた手印書と中販
者の関係良好で、ト
ラブルにならず少
なり。しかし顧客書
中の格差明らかにて
おり、一四条書面付
や料金説明不足など
と消費者対策は、業間
のバラつきが目立っ
ている。また中販店
の経営管理や事務部
で効率化が進んでお
る手続行っている
ケースも少なくない。

懇談会出席した買
入業者も、中小販店の
なかには、パソコンの導
入も進んでいない。請求
書類料金表見ながら手
作業などという意見も
ある。一紙し、業間
の格差明らかとなつた。業間関係者も多く
求められた。

また金二部料金、三部料金
なれど金額についても
明瞭でないといふ点
も指摘された。

今後都市と電通
の競争激化予想など
が、顧客動向にも不
安定の動きは今後業
間の関係悪化こそが
懸念と、消費者に理安
求むトピックス市場等
では、業界全体出版
組合が設立。懇談
席上、消費者の指図
対業界関係者は「い
ま考えられない」「思
えられない」という答
へがあった。

販売関係者の多く
販売が一歩の引く
販気の動向が口本ア
ップされたと思われ
る。行政の厳しい規制
のため、運ばざるを
得ない業者と、これ
は迷惑な状況だ。

しかし一部とはい
われないと指摘する
業者からは、「業界と
一考に單ずる。行政ア
ッパ」消費者の選別
が進んでいるとの問
題意識で参考になり
たいという発言もあ
った。関係協会の発
達の積極的発表など
求められている。

出典：燃料油脂新聞より

北海道版

札幌支局
〒060-0061
札幌市中央区南1条西11
第1条ビル
電話 011(261)1932
FAX 011(261)9291

残名お見舞い申し上げます